

○小美玉市市制施行 20 周年記念ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小美玉市市制施行 20 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 この要綱においてロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第 3 条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用の申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、小美玉市市制施行 20 周年記念ロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に、ロゴマークを使用する物件等の参考となる資料を添付して、使用開始日の 1 4 日前までに市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市又は市教育委員会が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合。
- (3) その他市長が適当と認める場合。

(使用の承認等)

第 5 条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合には、次の各号のいずれかに承認要件に該当するかを審査し、適当と認めるときは、小美玉市市制施行 20 周年記念ロゴマーク使用承認通知書（様式第 2 号）により申請者に通知し、ロゴマークの使用を承認するものとする。

2 市長は、使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用を承認しないものとし、小美玉市市制施行 20 周年記念ロゴマーク使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用及び品位を損なう、又は損なうおそれがある場合。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合。
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体等の活動を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがある場合。

(4) 特定の個人、団体等を後援しているような誤解を与え、又はそのおそれがあるとき。

(5) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。

(6) ロゴマークを使用して意匠権、商標権等の知的財産権を取得するおそれがある場合。

(7) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用可能期日)

第7条 ロゴマークの使用可能期日は、令和8年3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条第1項の規定による承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ロゴマークは、承認された内容のみに使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

(2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸、継承しないこと。

(3) ロゴマークを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかにその提出を行うこと。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(4) ロゴマークを使用し、意匠登録及び商標登録等、自己の権利を新たに設定し、若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

(5) 使用者の責めに帰すべき理由により、ロゴマークの使用に係る事故、苦情等が生じた場合は、使用者において速やかに対処すること。

(変更申請等)

第9条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書（様式第5号）により、適当でないとき認めるときは小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書（様式第6号）により使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による変更承認後においても、前条各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第10条 市長は、使用者がこの要綱に違反し、又は違反のおそれがあると認められるとき、その他市長が適当でないとき認めるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消すときは、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）により、当該使用者に通知するものとする。

3 市長は、承認の取り消された者に、ロゴマークの使用に係る物件の回収を求めることができる。

4 市長は、承認の取消に伴って生じた使用者の損害について、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

（責任の制限）

第11条 ロゴマークの使用によって、利用者又は第三者に損害が生じたときは、市は、損害賠償その他の法律上の責任を一切負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに使用したロゴマークに係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有す

る。

別図（第2条関係）



カラー



モノクロ

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

小美玉市長 様

申請者(団体名)

住所 〒

代表者氏名

連絡先

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認申請書

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークを使用したいので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第4条の規定により、下記の通り申請します。

記

1 使用目的

2 使用期間 令和 年 月 日()～令和 年 月 日

3. 使用方法(使用場所・使用対象物件等)

4. 添付書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり承認したので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1 使用目的

2 使用期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日

3. 使用方法 (使用場所・使用対象物件等)

4. 使用条件

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱及び本通知書の内容を遵守すること

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり不承認したので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

小美玉市長 様

申請者(団体名)

住所 〒

代表者氏名

連絡先

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認申請書

年 月 日付け小美玉秘書第 郷で使用承認を受けた小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用について、使用内容を変更したいので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更内容

2. 添付書類

様式第5号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用変更について、下記のとおり承認したので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更内容
- 2 使用条件 小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱及び本通知書の内容を遵守すること

様式第6号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用変更について、下記の理由により不承認としたので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市市制施行20周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付け小美玉秘書第 号で承認した小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により承認を取り消すので、小美玉市市制施行20周年記念ロゴマークの使用に関する要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

取消の理由